

## 桜十字介護職員初任者研修 学則

株式会社桜十字

### (開講目的)

第1条 高齢化社会が進む中、高齢者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、介護職員初任者研修課程を行い、専門知識と技術を身に付けた専門職を育成することを目的とする。

### (研修事業の名称及び課程)

第2条 第1条の目的を達成するため、次の研修事業（以下「研修」という。）を実施する。

- 一 名 称 桜十字介護職員初任者研修
- 二 実施課程 介護職員初任者研修
- 三 形式 通信形式（講義部分を主に自宅学習による通信添削で行う）

### (研修事業者の名称・所在地)

第3条 この研修は、次の事業者が実施する。

- 一 名 称 株式会社桜十字（以下「当法人」という。）
- 二 所在地 熊本県熊本市御幸木部 1-1-1

### (定員)

第4条 研修受講者の定員は、20名とする。

### (校長)

第5条 本研修の長は、当法人の代表取締役をもって充てる。

### (研修実施期間及び実施時期)

第6条 研修は年3回開講し、概ね4ヶ月程度とする。

- 一 研修開始日 研修開始日及び研修終了日については別紙カリキュラムの通りとする。
- 二 研修日数 4か月

### (研修実施場所)

第7条 研修を実施するために使用する会場は、次のとおりとする。

- 一 名 称 医療法人桜十字 桜十字病院 講義室
- 二 所在地 熊本県熊本市御幸木部 1-1-1 1階

### (研修カリキュラム)

第8条 研修のカリキュラム、日程等の事項は、別紙のとおりとする。

(担当講師)

第9条 研修を担当する講師は、別紙のとおりとする。

(受講対象者)

第10条 研修の受講対象者は、心身ともに健康である者とする。

(研修の中止又は延期)

第11条 研修長が天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止又は、延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益とならないよう最善の措置を講じることとする。

(受講の出願)

第12条 研修への受講を志願する者は、受講願書に別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(受講の選考)

第13条 研修長は前項の受講志願者に対し、受講を許可しないことができる。

(受講手続き)

第14条 受講者の受講手続きは次のとおりとする。

- 一 研修の受講に当たっては前条により受講を許可されない者を除き、所定の書類（受講契約書、その他定めのある書類）を本養成講座に届け出なければならない。
- 二 受講生は、研修を受講するにあたり受講決定後、三井住友銀行への振込みもしくは本養成講座の事務所にて支払いをする。

(教科用図書)

第15条 研修において使用する教科用図書は、研修長が選定する。

(研修の評価)

第16条 本養成講座は研修の受講生に対し、カリキュラムの全てを履修した者について受講態度や筆記試験等の採点結果に基づき修了評価を行う。評価は修了評価時に行う筆記試験の採点結果をA、B、C、D（A＝90点以上、B＝80点以上90点未満、C＝70点以上80点未満、D＝70点未満）の4段階に区分し、A、B、Cについては評価基準を満たしたもとして修了の認定を行う。また、Dについては、修了認定の評価基準を満たさなかったとし、必要な再指導又は、補講等を実施した上で再評価を行うこととする。

(研修修了の認定方法)

第17条 研修修了認定については、次のとおりとする。

- 一 カリキュラムを全て履修した者を修了認定とする。
- 二 1項目でも未履修がある者は修了認定を行わないこととする。

(課程修了の認定)

第18条 課程の修了は研修長が認定する。全課程を修了した者については、研修長が修了を認定し、修了証書を授与する。

(補講)

第19条 講義を欠席した場合の取り扱いは、次のとおりとする。

- 一 欠席した講義は、次回開催研修以降の対象講義を履修又は、当該講義の補講を行うことにより、修了認定とする。
- 二 次講座以降の対象講座を履修する場合は、補講の費用は徴収しない。
- 三 当該講座の補講を行う場合は、1授業につき補講代2,000円を別途徴収することとする。

(受講料金)

第20条 受講者が負担する費用は、次のとおりとする。なお、研修開始後は、いかなる理由がある場合においても、受講料及びテキスト代の返金はできないものとする。

- 一 受講料は、80,000円とする。
- 二 テキスト代は、6,069円とする。
- 三 本養成講座は、受講生又は保護者（受講生が未成年の場合のみ）が指定する送付先に対して、受講料金の合計額の請求書及び明細書を送付又は手渡しをし、受講生又は保護者（受講生が未成年の場合のみ）は、本養成講座に対し当該合計金額を受講開始日までに支払うものとする。

(休講)

第21条 疾病その他特別の事由により引き続き1週間以上修学することができない者は、研修長の許可を得て休講することができる。また、研修長は、疾病その他の事由により修学することが適当でない認められる者に対し、休講を命ずることができる。

(復講)

第22条 休講期間中にその事由が消滅したときは研修長の許可を得て、復講することができるが、修学していない期間に対応する修学を要する。その場合、第19条に基づき、履修又は補講を行うこととする。

(出席停止)

第23条 研修長は、受講生が次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、当該受講生の出席停止を命じることができる。

- 一 他人に傷害、心身の苦痛又は財産上の損害を与える者
- 二 施設又は設備を破壊する者
- 三 授業その他の教育活動を妨げる者
- 四 学習意欲が著しく欠けるなど、修了の見込みがないと認められる者
- 五 その他、研修の受講を継続することが、客観的に見て不相当と認められる者
- 六 感染力の強い疾患を持っている者

(退講)

第24条 研修長は受講生から退講の申し出があった場合、当該受講生の退講を認めるものとする。

(募集方法)

第25条 本養成講座は受講生を募集するにあたり、新聞折込による広告、ホームページ、ポスター等で募集を行うこととする。

(募集時期)

第26条 本養成講座は受講生の募集を開始する時期について、受講の開始を行う2ヶ月前からとする。

(苦情処理)

第27条 本養成講座は、提供した研修に関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとする。

(個人情報)

第28条 本養成講座は、研修を提供する上で知り得た受講生及びその家族の個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩しないこととする。また、受講生は講義や実習を行う上で知り得た情報を、第三者に漏洩することを禁止する。

(本人確認)

第29条 本養成講座入校時に、受講生本人と確認できる公的書類により、本人確認を行う。

(施行細則)

第30条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当法人がこれを定める。

(附則)

第31条 この学則は、平成28年8月1日から施行する。